

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 水素製造装置の安全処理及び撤去作業
- (2) 業務完了期限 令和8年3月30日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合先：〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課資産管理担当

電話番号 029-853-2172

3 入札書等提出期限等

- (1) 提出先 上記2の問合先と同じ。
- (2) 提出期限 令和8年2月9日11時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月27日10時30分
- (2) 場所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学本部棟3階入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法

本契約は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和8年1月28日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和8年2月9日 11時00分
(郵便（書留郵便に限る。）又は宅配便（以下、「郵送等」という。）で発送する場合には提出期限までに必着のこと)
- 提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課資産管理担当
電話番号：029-853-2172
- 2 入札書は、別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和8年2月27日開札 水素製造装置の安全処理及び撤去作業の入札書在中」と記載して提出すること。
郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和8年2月27日開札 水素製造装置の安全処理及び撤去作業の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入札書の提出期限までに送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までに必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
 - (1) 件名は、仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
 - (2) 入札金額は、算用数字を用いて明確に記載すること。
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印)
 - (4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
 - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない、又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
 - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
 - (8) 入札書提出期限までに到着しなかったもの
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。
- 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- 10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。
- 11 落札者の決定方法は、最低価格落札方式とする。
国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。
- 12 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を以下の期日までに提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。
なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (1) 競争参加資格の確認のための書類
- ・令和7年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格) の写し……………1部
- (2) 履行できることを証明する書類
- ・技術審査申請書（様式1）……………正本1部、副本3部
 - ・工程表……………4部
 - ・技術仕様書……………4部
 - ・業務に必要な資格を有することを証明する許可書の写し……………4部
(高圧ガス製造保安責任者)
 - ・国、特殊法人等及び地方公共団体が発注したエネルギー関連装置撤去の実績…1部

- ・再委託承諾申請書（様式2） 1部
※業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、以下の「再委託に関する取扱い」
を参照し作成すること。

再委託に関する取扱い

URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(3) その他提出書類

- ・参考見積書 1部
- ・定価（価格）証明書 1部

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限	上記1の入札書提出期限と同じ (郵送等で発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所	上記1の提出場所と同じ

1.3 その他

- (1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式
- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項

様式1

技術審査申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

印

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

水素製造装置の安全処理及び撤去作業

2 添付書類

- ・令和7年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し・・・・・・1部
- ・工程表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4部
- ・技術仕様書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4部
- ・業務に必要な資格を有することを証明する許可書の写し
　　（高圧ガス製造保安責任者） ・・・・・・・・・・・・・・・・4部
- ・国、特殊法人等及び地方公共団体が発注したエネルギー関連装置撤去の実績 ・・・ 1部
- ・再委託承諾申請書（該当する場合） ・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・参考見積書 ・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・定価（価格）証明書 ・・・・・・・・・・・・1部

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：

担当者名：

連絡先：

様式2

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者

(印)

「水素製造装置の安全処理及び撤去作業」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしましたく申請しますので、承認方よろしくお願ひいたします。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
○○○○○円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に□すること）
業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果
(その「写し」を添付)
継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

以上

仕 様 書

1. 件 名 水素製造装置の安全処理及び撤去作業
2. 概 要 水素製造装置(以下、「本装置」という。)は、設置後 15 年が経過し屋外設置のため老朽化が激しく故障も多いため撤去するものである。本装置内には可燃性ガス、冷却水等、オイル、触媒、PSA 吸着剤が残っているため、それらを安全に処理した上で、本装置の撤去を行うものである。
3. 完了期限 令和8年3月30日(月)
4. 実施場所 ①茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1
リサーチユニット 藻類バイオマス・エネルギー・システム
(別紙1—1, 1—2のとおり)
5. 業務完了通知書の提出及び検査 請負者は、本業務が完了した際に、完了通知書を提出し本学の検査を受けること。
6. 代金の支払 請負代金の支払は、業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。
7. その他
 - (1)この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
 - (2)その他詳細については、本学担当者と協議の上決定するものとする。

(別紙)

水素製造措置の安全処理及び撤去作業要領

1. 対象とする装置

水素製造装置 HYSERVE30 一式
大阪ガスエンジニアリング株式会社製

機器内訳

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 水素製造装置本体 | 1 基 |
| (水素ガスライン 1 系統 含む) | |
| ② 水素製品ホルダー(ベントライン・放散塔) | 1 基 |
| ③ 水素製造装置制御盤 | 1 基 |
| ④ 原料圧縮機 | 1 基 |
| (都市ガスライン 1 系統 含む) | |

機器の配置図は別紙2のとおり

現状の写真は別紙3のとおり

水素製造装置の図面は別紙4-1~4-4のとおり

2. 業務内容

2-1 本装置を安全に解体するために以下の処理等を行うものとする。

① 水素製造装置本体 (別紙4-1)

(水素ガスライン 1 系統含む)

- ・可燃性ガスが通る系統は、全て窒素置換すること。
- ・爆発下限値 4.0vol% (LEL 換算で 100%) の 25% (濃度 1.0vol%以下)までの不活性ガスになったことを確認し、空気置換すること。
- ・配管・タンク内の冷却水及び純水の抜き取りを行うこと。
- ・PSA 吸着剤 4 種類を抜き出し、種類別に仕分けてドラム缶等に入れること。
- ・充填容器内にある触媒の一部は空気に触れると酸化反応を起こし発熱するものがあるため充填容器内で酸化処理を行ってから触媒を抜き出すこと。
- ・使用されている触媒の成分や配合比については、本装置を製造した旧大阪ガスエンジニアリング株式会社は、グループ会社との合併により「Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社」が事業を引き継ぎ行っており、触媒の成分や配合比については社外秘としているため触媒処理の安全処置作業は「Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社」に委託して行うこと。

・完全に酸化したことを確認し、充填容器のふたを開け酸化した触媒を抜き出し、触媒の種類ごとに仕分けしてドラム缶等に入れること。

②水素製品ホルダー(ベントライン・放散塔) (別紙4-2)

・配管・タンク内の冷却水及び純水の抜き取りを行うこと。

③水素製造装置制御盤 (別紙4-3)

・電源及びスイッチが入っていないことを確認し、順次解体すること。

④原料圧縮機 (別紙4-4)

(都市ガスライン1系統含む)

・オイルを抜き取り容器に入れ、本学で処理するため本学担当者に渡すこと。

・オイルを抜き取り後、順次解体すること。

2-2 解体した装置等について

・解体した本装置及びドラム缶等に入れた触媒については、別紙1-2の解体物品集積場所に置くものとする。なお、ドラム缶等に入れた触媒は、試験供体(サンプル)として使用するため、Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社に引き渡すこと。

・解体した本装置の集積については、崩れたり風に飛ばされたりするがないよう注意し本学担当者と協議の上実施するものとする。

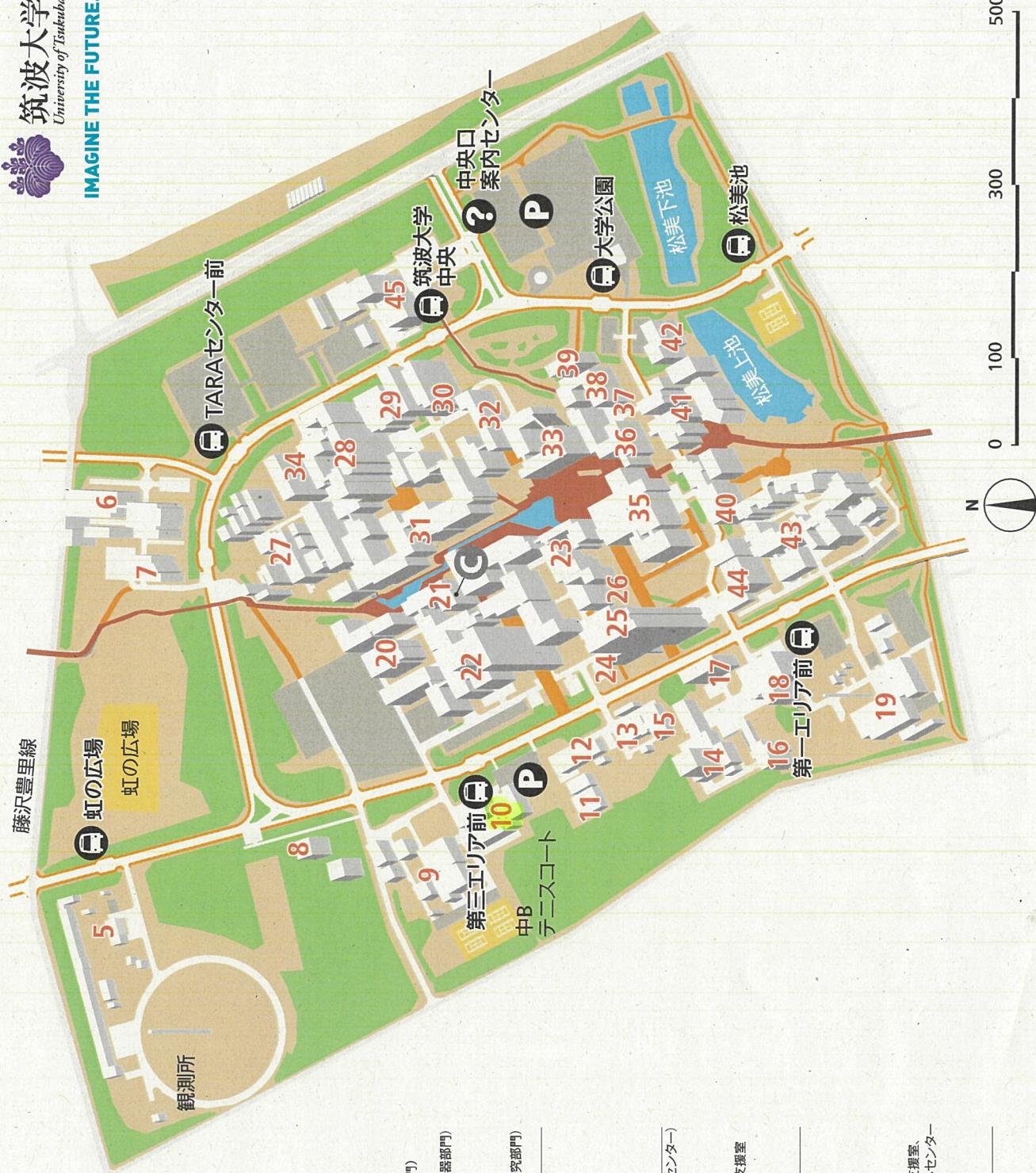
3. その他

3-1 作業する際は、安全に作業ができるように必要に応じて養生をすること。

3-2 作業車の搬入及び撤去作業に関する資材等の搬入の際は、周囲に配慮し安全に作業ができるようにすること。

3-3 可燃性ガスを取り扱うため、高圧ガス製造保安責任者の資格を有する者を配置すること。

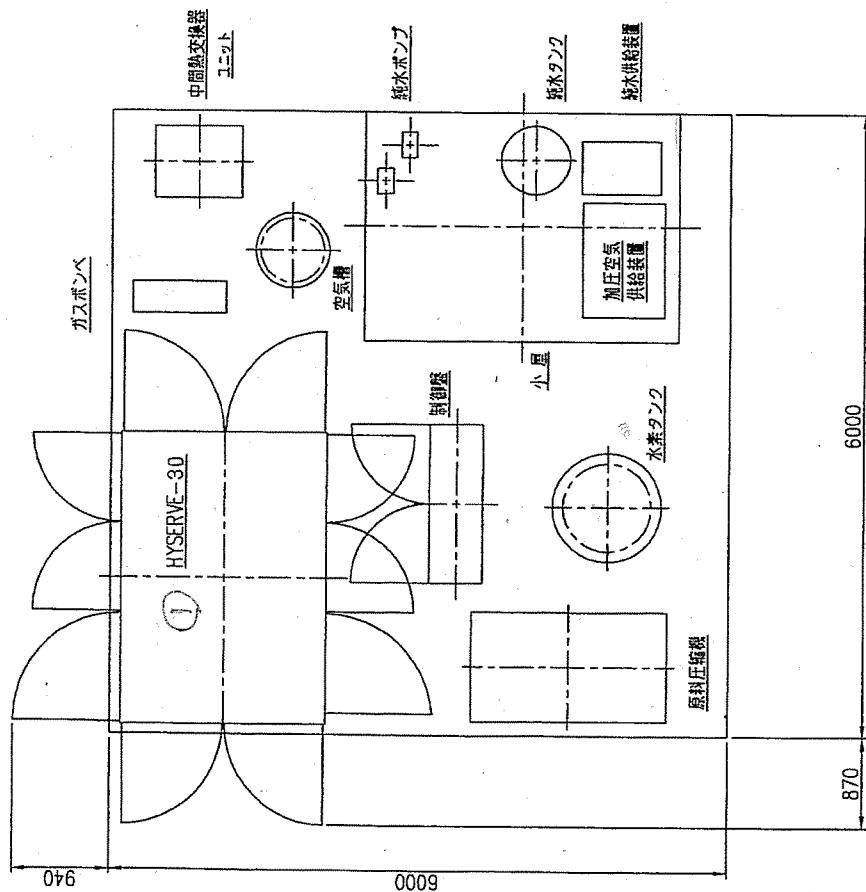
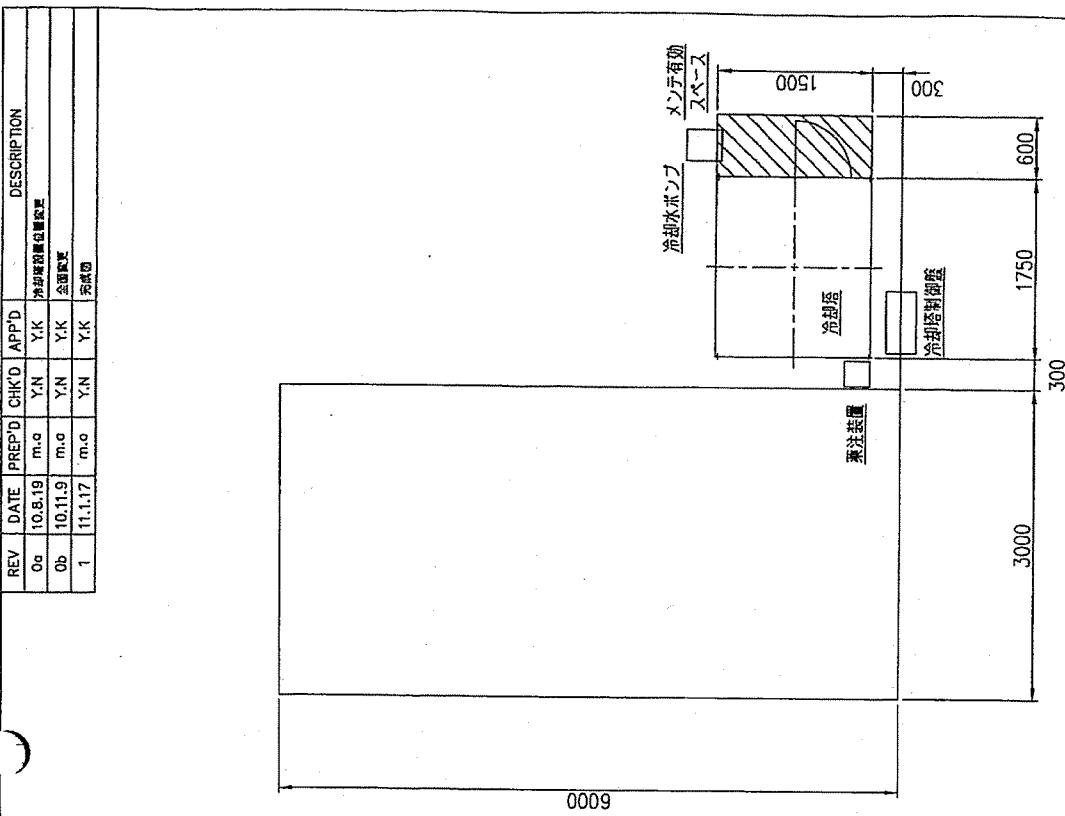
3-4 その他詳細については、本学担当者と協議の上決定するものとする。



筑波キャンパス 中地区

エリア名	施設名称
東エリア	1 駐車場・第2駐車場
農林技術（農場）	2 つくば機能植物イノベーション研究センター（農場）
エリヤーの矢宿舎	3 一の矢学生宿舎
エリヤー	4 一の矢生活センター
実験センター	5 放射線・アイソトープ地球システム研究センター（環境動態測定部門）
エリヤー	6 TARAセンター
7 学生リソース共同研究センター	
8 バイオ・マテリアル植物生産研究棟	
9 プラズマ研究センター	
10 リサーチユニット 植類バイオマスエネルギーシステム	
11 エンパワースタジオ	
12 放射線・アイソトープ地球システム研究センター（工作部門）	
13 研究基盤統合センター（低温部門）	
14 放射線・アイソトープ地球システム研究センター（応用加速器部門）	
15 共同研究棟C	
16 研究基盤統合センター（分析部門）	
17 プロジェクト研究棟	
18 放射線・アイソトープ地球システム研究センター（放射線研究部門）	
19 筑波大学アーカイブズ、中央機械室	
第三エリア	20 第3体育館
	21 3A～3D・G、3K、3L棟／システム情報エリア支援室
	22 工学系学系棟
	23 理科系棟
	24 共同研究棟D
	25 総合研究棟B
	26 サイバニクス研究棟
第二エリア	27 つくば機能植物イノベーション研究センター（遺伝子実験センター）
	28 生物・農林系学系棟
	29 第3体育館
	30 総合研究棟A
	31 2A～2E、2G、2H棟／生命環境エリア支援室、人間エリア支援室
	32 文科系修士棟
	33 人間系学系棟
	34 環境防災研究棟／山岳科学センター
第一エリア	35 中央図書館
	36 人文社会系学系棟
	37 共同利用棟A
	38 共同研究棟A
	39 共同利用棟D
	40 1D～1G棟／スチューデントアートプラザ
	41 1A～1C、1H棟／人文社会エリア支援室、数理物理工学支援室、スチーテントコモンズ、総合学域群アカデミックサポートセンター
	42 文科系サークル会館
	43 自然系学系棟
	44 計算科学研究センター
本部棟	45 本部棟、本部アネックス棟

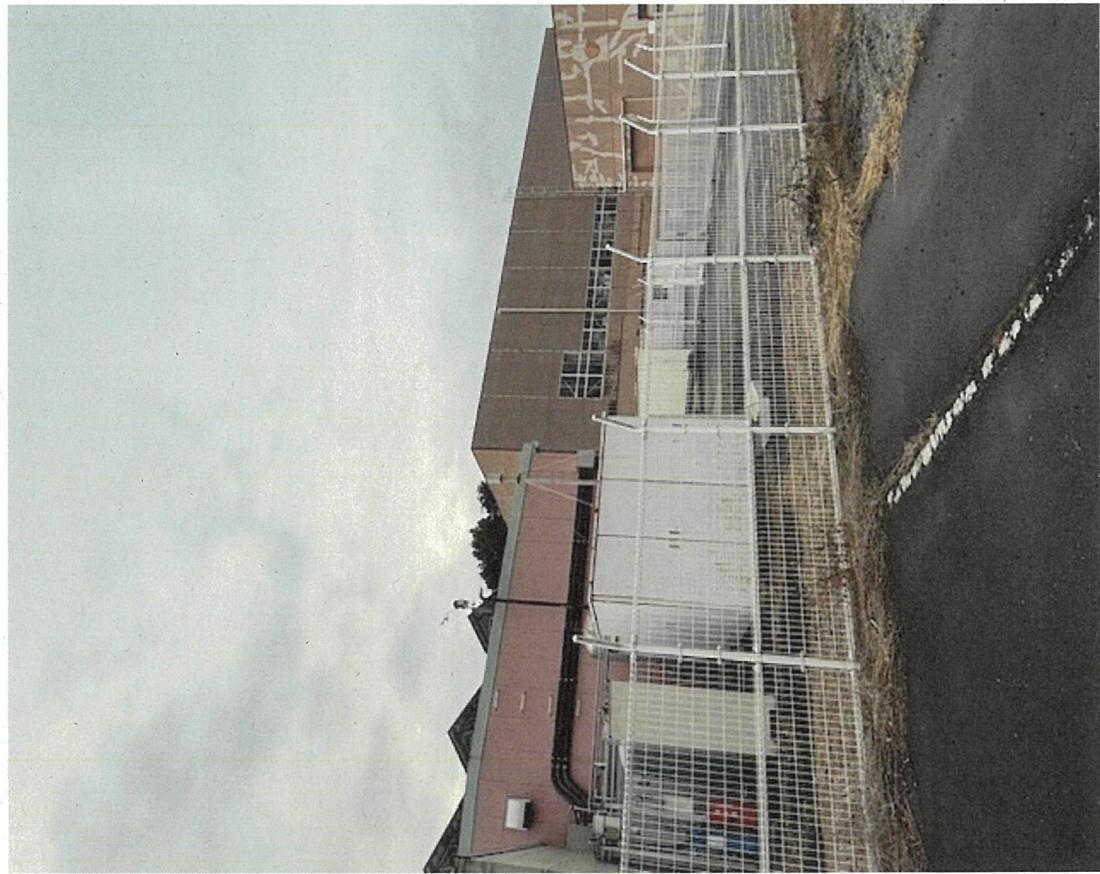




水素開連配図

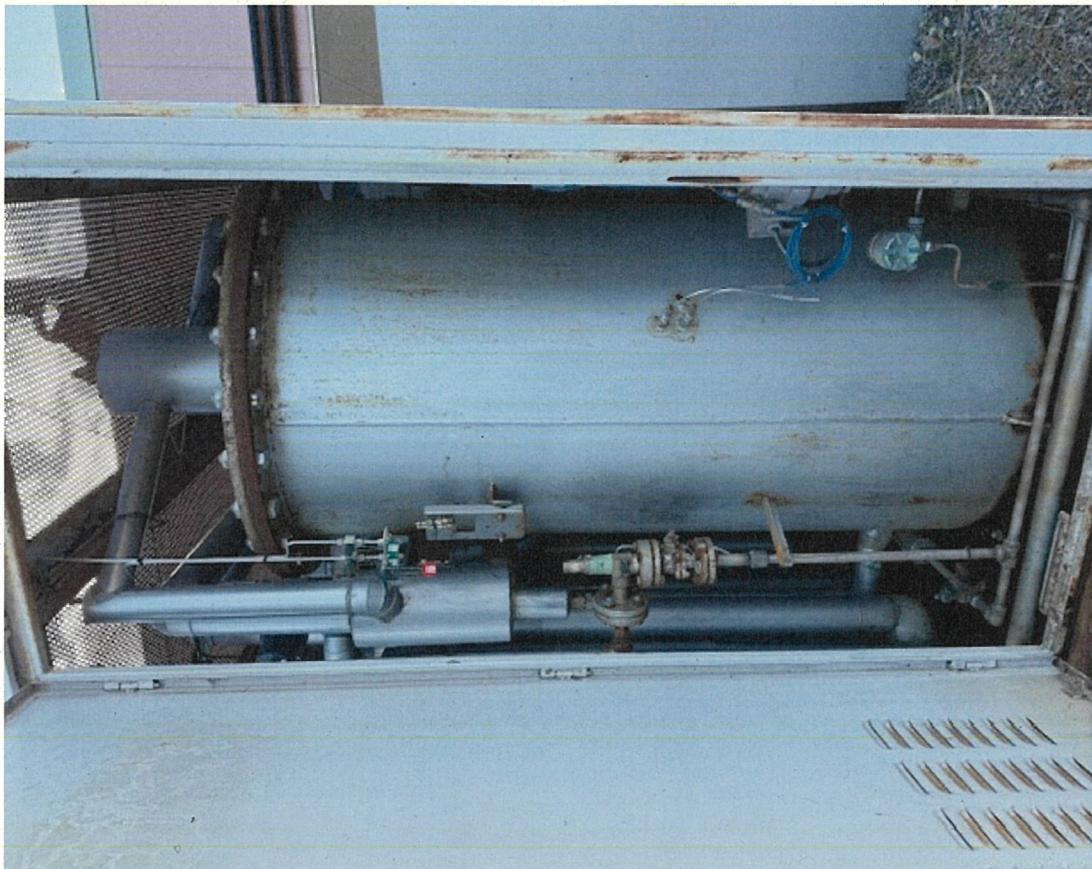


水素製造装置 側面



水素製造装置設置状況 正面及び解体物品集積場所

水素製造装置 本体



水素製造装置 本体



8

水素制御装置全体図



9

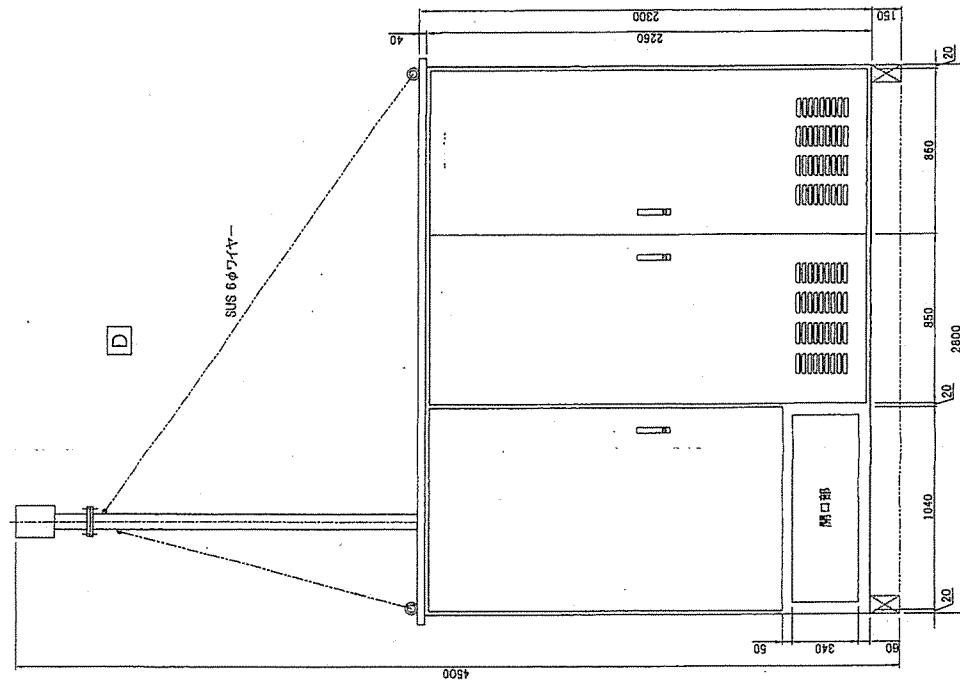
水素製品ホルダー（ベンチライン・放散塔）



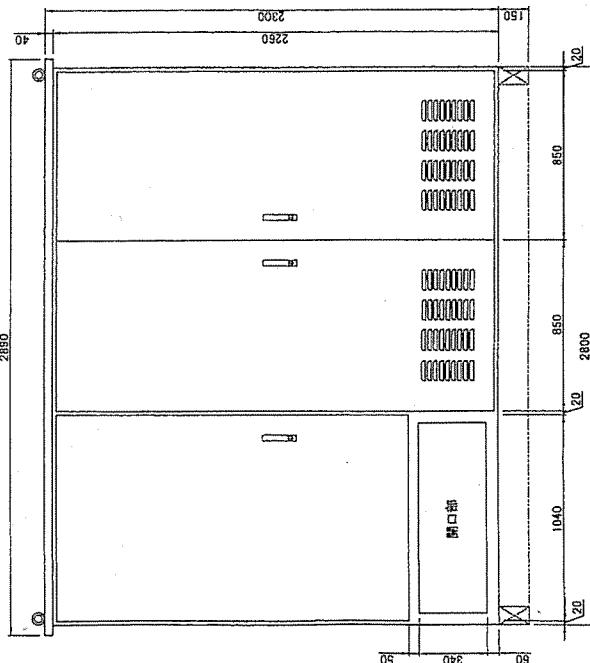
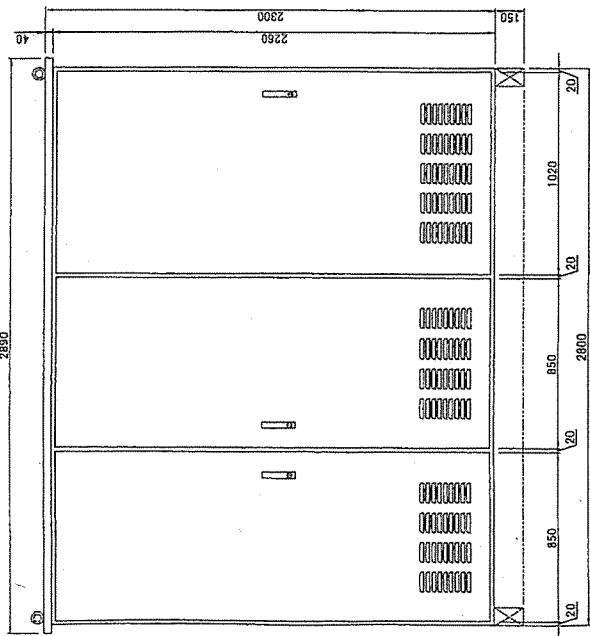
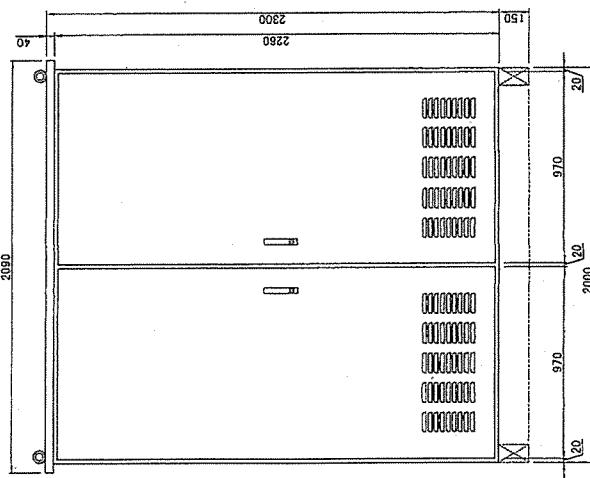
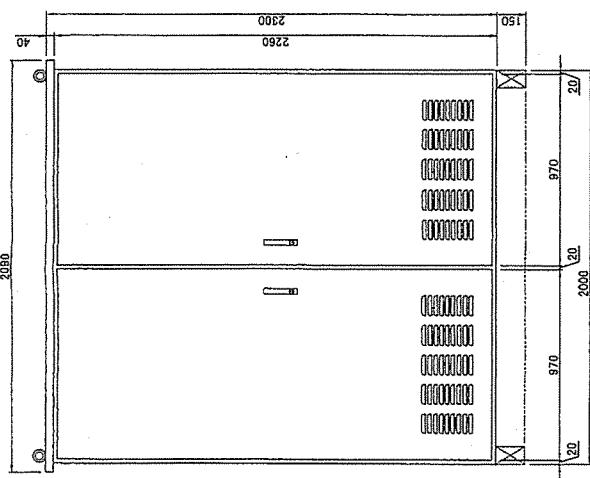
水素製造装置制御盤
原料圧縮機（都市ガスライン含む）

1. 水素製造装置 (HYSERVE-30)

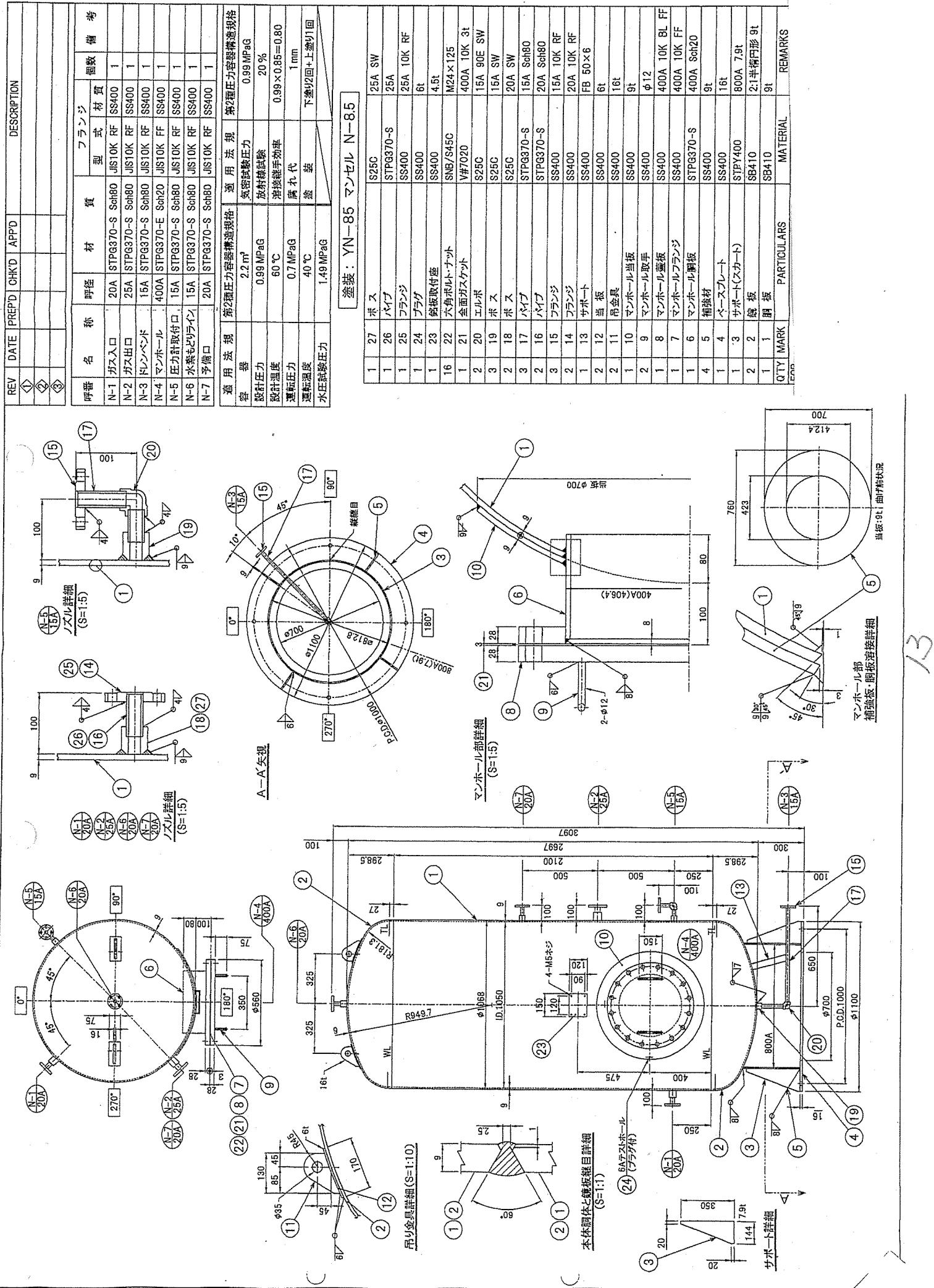
	REV	DATE	PREP'D	CHK'D	APP'D	DESCRIPTION
◆						
◆						
◆						
◆						



塗装: YN-85 マンセル N-8.5



2. 水素製品水化反応



3. 水素製造装置制御盤

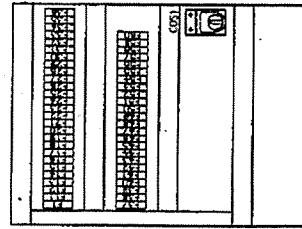
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1

A

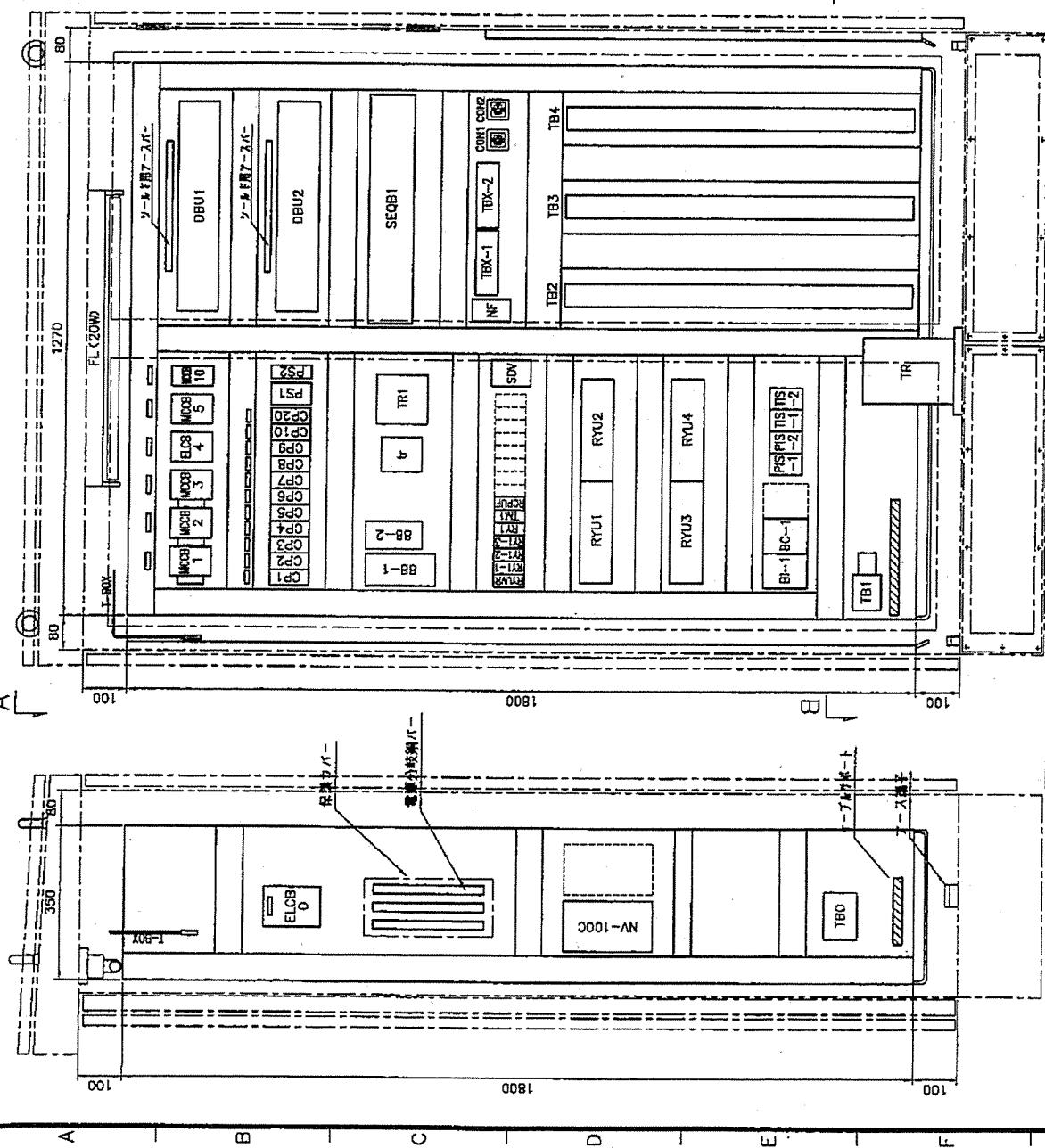
A

銘板記入文字

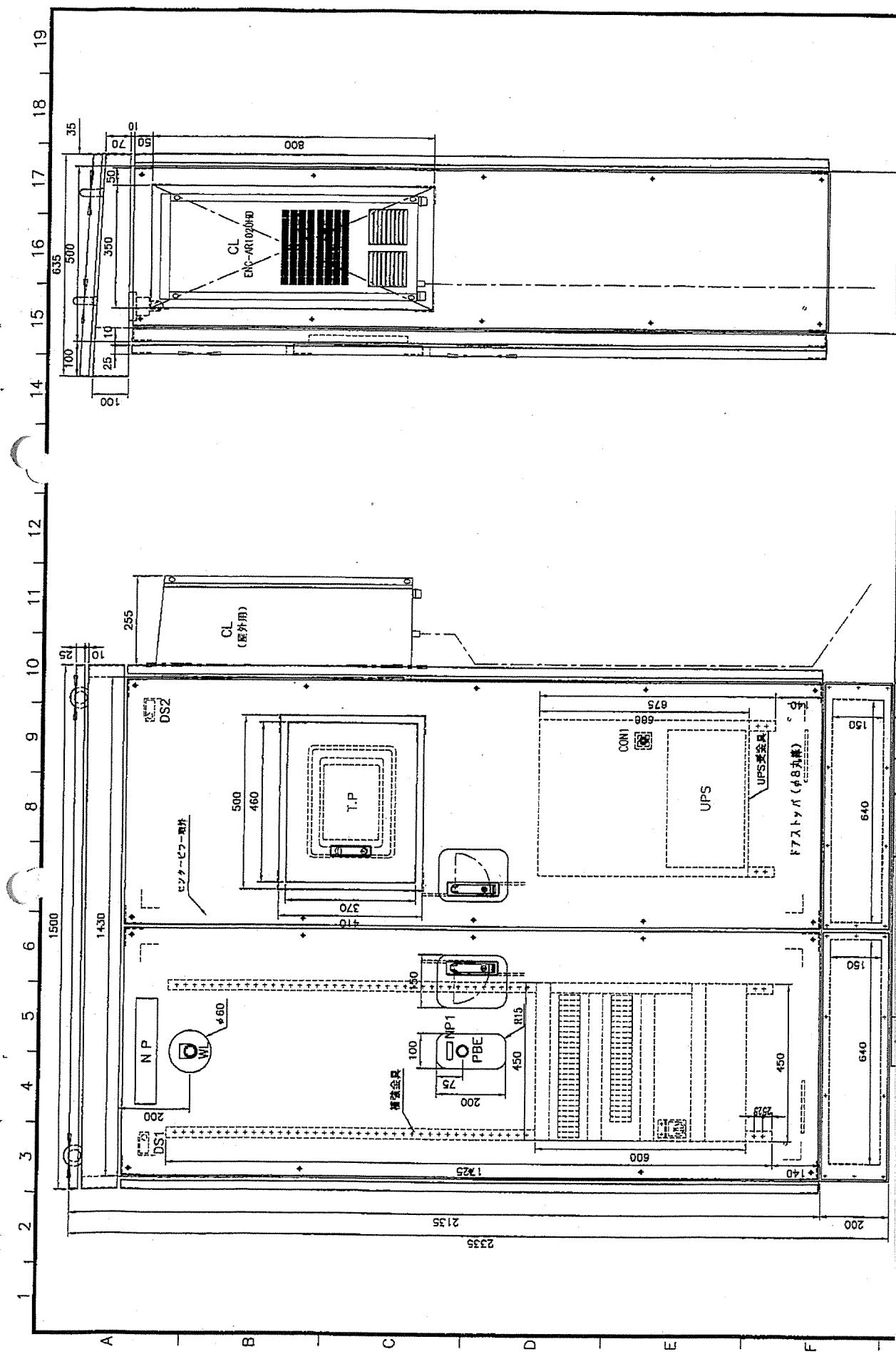
NP No.	記入文字	サイズ
MCCB0	主電源	40x10
MCCB1	原綫コンプレッサー電源	40x10
MCCB2	純水ポンプ電源	40x10
MCCB3	空気プロブ電源	40x10
ELCB4	給用クーラー電源	40x10
MCCB5	純水装置電源	40x10
MCCB10	制御電源	40x10
CP1	シーケンサ電源	40x10
CP2	計器電源	30x10
CP3	操作電源	30x10
CP4	CO分析計電源	30x10
CP5	高流操作電源	30x10
CP6	コンセント	30x10
CP7	警光灯	30x10
CP8	アドバンスリレー	30x10
CP9	ガス検知用電源	30x10
CP10	直流水源(緊急停止)	30x10
COS1	遠方 - 指針 ダブルマ・30	



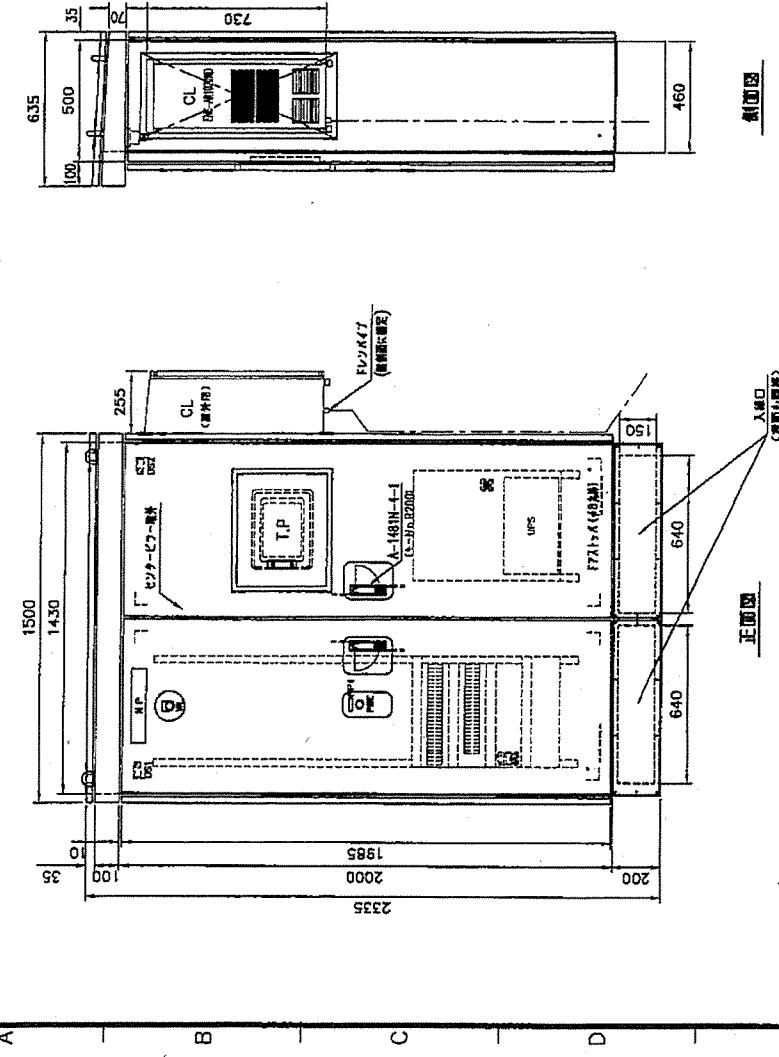
扉裏面ヒューズ記列図



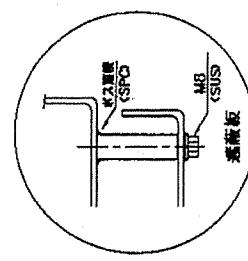
15



19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1



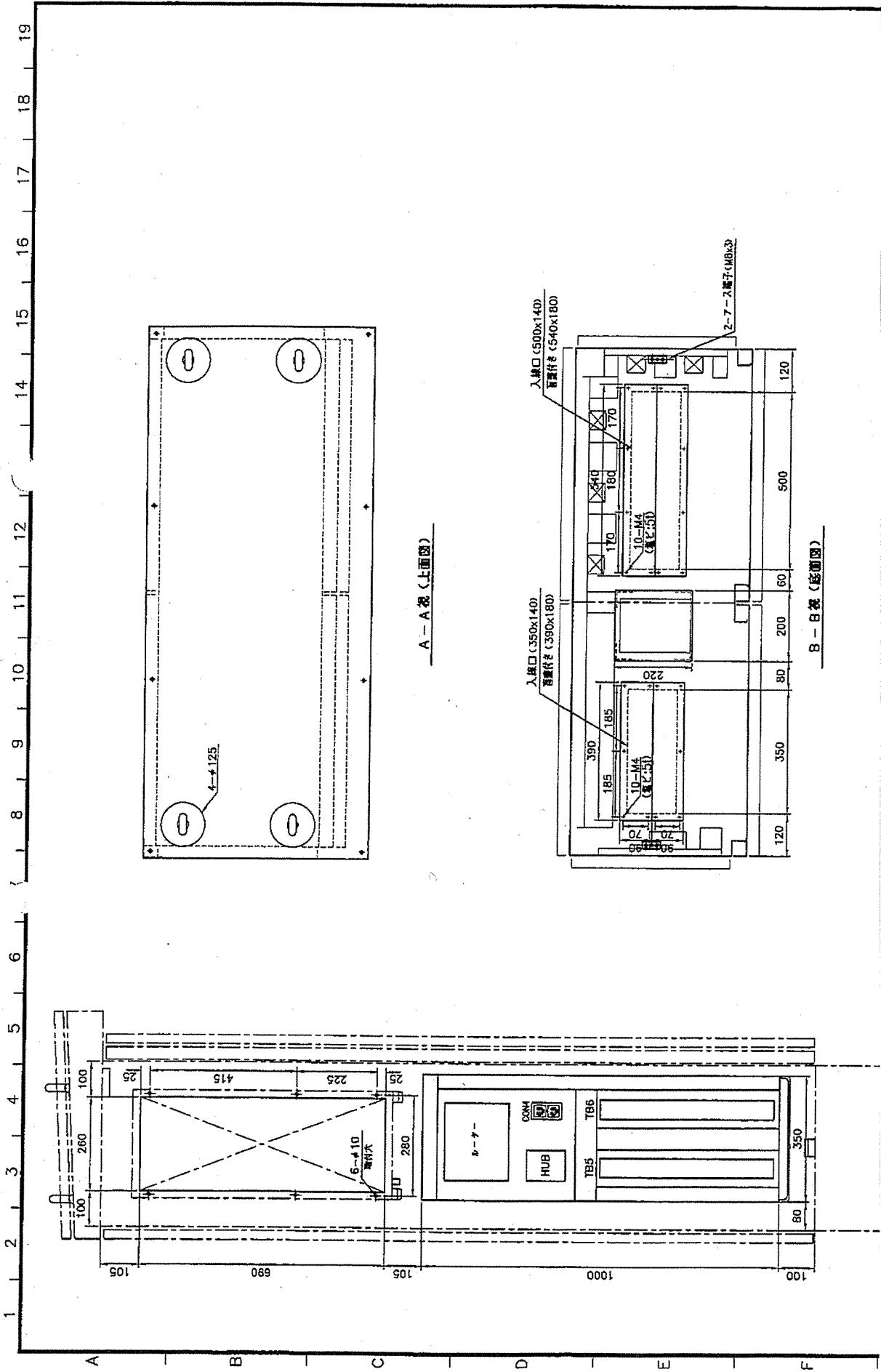
端板記入文字	NP No.	記入文字	サイズ
	NPO	水素製造装置制御盤	300x60
	NP1	非常停止	50x16 (赤文字)
	WL	電源	アルマホφ30



NOTE
1.塗装色 5Y 7/1 (半艶光)
2.構造 屋外自立構造防水形
3.構成、部品 集体 SPC 2.3t
4.重量 約 450kg

18

4. 原料玉髓蠟



19

請負契約書(案)

件名 水素製造装置の安全処理及び撤去作業

請負代金額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也 (消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 氷見谷 直紀 (以下「甲」という。)と 請負者 (以下「乙」という。)との間において上記の件名(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第2条 業務は、茨城県つくば市天王台一丁目1番1リサーチユニット 藻類バイオマス・エネルギーシステムにおいて行うものとする。

第3条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月30日までとする。

第4条 乙は、業務完了後、業務完了報告書を甲に提出し、確認を受けるものとする。

第5条 請負代金は、1回に支払うものとし、業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第6条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第7条 乙は、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

(2) 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前各号のいずれかに該当した場合には、甲の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第10条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し1か月前までに文書をもって通知するものとする。

第11条 甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第12条 乙は、本契約の全部又はその主たる部分を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託先に対して、本契約において乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

3 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

第13条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。

第14条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第15条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細

則及び役務提供契約基準によるものとする。

第16条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

乙

入札書様式

入 札 書

件 名 水素製造装置の安全処理及び撤去作業

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、
入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者職氏名

印

記載例 1 (代理人が入札する場合)

入札書

件名 水素製造装置の安全処理及び撤去作業

入札金額 金 円也（1日当たり）

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、
入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

○○県○○市○○ ○一〇一〇

○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

代表者の押印は不要



代理人

○○○○株式会社

○○支店長 ○ ○ ○ ○ 印

又は

代理人 ○ ○ ○ ○ 印

記載例2（復代理人が入札する場合）

入札書

件名 水素製造装置の安全処理及び撤去作業

入札金額 金 円也（1日当たり）

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、
入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

○○県○○市○○ ○一○一○

○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

代表者の押印は不要

復代理人

○ ○ ○ ○ 印

参考例1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

○○県○○市○○ ○一〇一〇

○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

私は、○○○○を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：水素製造装置の安全処理及び撤去作業

委任事項 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注1）

受任者（代理人）使用印鑑



以上

(注) 1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例1の社員等）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1の支店長等）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例2（支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合）

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

○○県○○市○○ ○一〇一〇
○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人） ○○県○○市○○ ○一〇一〇
○○○○株式会社
○○支店長 ○ ○ ○ ○ 印

- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件
 - 7 ○○○○○○○○○○に関する件

委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

以上

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があつても差し支えないこと。

参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

○○県○○市○○ ○一〇一〇

○○○○株式会社

○○支店長 ○ ○ ○ ○ 印

私は、○ ○ ○ ○を○○○○株式会社 代表取締役○ ○ ○ ○（競争加入者）の
復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：水素製造装置の安全処理及び撤去作業

委任事項 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札
立合及び再度入札に関する件
2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する
件（※注2）

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



以上

- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 事前に提出する入札書を復代理人（入札書記載例2）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがいまして、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。